# 退職手当共済制度についてのご連絡

本冊子には、令和7年度の取扱いに関する各種のお知らせをまとめています。 本制度を適切かつ円滑にご利用いただくためにも、ぜひご一読ください。

【目次】
I 最初にご確認ください
<ul><li>1 新システム移行に伴う主な変更点について(令和7年1月6日~)・・ 1</li><li>2 退職手当共済システムのご利用についてのお願い・・・・・・ 1</li><li>3 主要なお手続きについて・・・・・・・・・ 2</li></ul>
Ⅱ 掛金納付対象職員届の提出にあたって
<ul> <li>1 退職手当共済システムにおける掛金納付対象職員届の提出について・4</li> <li>2 お手続き上の留意点について(特にご注意いただきたいもの)・・・・ 7</li> <li>~ 掛金納付対象職員届編 ~</li> <li>3 「退職・再加入」のお手続きについて・・・・・・・・ 9</li> <li>4 共済制度上の施設区分で間違いやすい施設・事業・・・・・・ 1 1</li> </ul>
Ⅲ 退職関係書類の提出にあたって
<ul> <li>1 退職手当共済システムにおける退職手続きについて・・・・・・12</li> <li>2 お手続き上の留意点について (特にご注意いただきたいもの)・・・・13</li> <li>~ 退職関係書類編 ~</li> <li>3 「俸給の調整額」の登録申請について・・・・・・・・・14</li> </ul>
<u>IV その他</u>
<ul><li>1 社会福祉施設職員等退職手当共済制度マニュアル(令和7年)の 入手方法とご利用について・・・・・・・・・・・・・15</li><li>2 採用職員及び退職者への本制度の説明について・・・・・・・15</li></ul>
巻末) 令和7年制度マニュアルのダウンロードの手順・・・・・・・・・16 退職手当共済システムログインマニュアル・・・・・・・・・17 電話・FAXお問い合わせ先・お問い合わせフォーム・・・・・・22
独立行政法人福祉医療機構 共済部

# I 最初にご確認ください

## 1 新システム移行に伴う主な変更点について(令和7年1月6日~)

(機能面)

## ○従来のシステムを全面刷新し、新たなシステムを構築、各種機能が大幅に向上

- →すべての手続きがオンラインで申請可能(郵送不要)
- →複数IDにより施設単位で入力・管理が可能
- →必要な手続きはシステムを通じてお知らせ(リアルタイムで登録・状況確認可能)
- →間違い防止・入力支援機能の拡充

(手続き面)

## ○すべての手続きを新システムによるオンライン申請に移行

- →退職届・退職手当金請求を含む各種手続きは原則オンライン申請に移行
- →退職手当金請求は退職者がスマホで請求 (共済契約者(本部担当者)が代行できる機能も整備)
- →社協等を経由していた退職届・請求書はWAMへ直接提出(**社協等経由から変更)**

上記の詳細については、<u>機構ホームページのシステム操作説明動画及び各種資料によ</u>りご確認ください。

(機構HPはこちらから)

▼ WAM > 退職手当共済事業 > 退職手当共済システムのご案内 URL: https://www.wam.go.jp/hp/taite\_newsystem\_guide/



## 2 退職手当共済システムのご利用についてのお願い

## (1)退職手当共済システムご利用のお願い

令和7年1月より、退職手当共済のすべての手続きがオンラインで申請可能となったため、届出の際は原則として退職手当共済システムで作成・提出してください。

- **新**なお、次の手続きについては、別途届出方法をご案内しますので、機構へご連絡ください。
  - ・共済契約の解除
  - ・共済契約の部分解除
  - ・非加入の取り下げ

## (2) ログイン方法のご案内

IDとパスワード(※)の入力が必要です。詳しくは、P17の退職手当共済システムログインマニュアルをご覧ください。

※システム移行に伴い、IDとパスワードが変更されています(新しいIDと仮パスワードは令和6年12月5日付で郵送しています)。電子届出システムでご利用いただいていたBVAから始まるIDは、退職手当共済システムではご利用いただけませんので、ご注意ください。

## (3)登録メールアドレスの確認・更新のお願い

退職手当共済システムでは、各種お手続きに関するお知らせをシステムおよびメールで通知するため、共済契約者の連絡先メールアドレスを登録いただいています。 登録されているメールアドレスに変更が必要な場合は、システムにログイン後の右上に表示されているメールアドレスをクリックし、「契約者・法人担当者情報の確認・変更」画面より、更新をお願いします。

## 新(4)システムの操作に関する各種注意点(重要)

システムの仕様上、一部の機能については、操作の際にご注意いただく必要があります。機構HPの「**退職手当共済システムのご案内**」(P1参照)にQ&Aを掲載していますので、ご参照ください。

## 3 主要なお手続きについて

## (1) 掛金の納付

- ①「令和7年度掛金納付対象職員届」の提出
  - ・令和7年4月30日が期限です。(法令による)
- ★3 ※退職手当共済システム(新システム)からご提出ください。令和7年1月より新システムに移行していますので、事前にログインが可能かお試しください。 (ログインの手順については、P17をご参照ください)
  - ※インターネット環境が整っていないなどの理由で、システムを利用できない場合は、別途届出方法をご案内しますので、当機構までご連絡ください。
- ②「令和7年度掛金」の納付(いずれも法令による)
  - ・ 令和7年5月31日が期限です。
  - ・単位掛金額は、<u>47,500円</u>の予定です。(令和7年3月末の厚生労働大臣告示により決定します。決定次第、機構ホームページでお知らせいたします。)
    - ※掛金の額は、社会福祉施設職員等退職手当共済法 第15条第3項「退職 手当金の支給に要する費用の予想額、被共済職員の見込数等に照らし、

おおむね5年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない」の規定に基づき、毎年度厚生労働大臣が定めています。

- ・6月及び7月に納付が遅延した場合は「割増金」が発生します。
- ・7月末までに完納しない場合、共済契約が解除となります。

## 【振込依頼書について】

退職手当共済システム(新システム)から掛金納付対象職員届を 提出後、退職手当共済システムから入手できます。

(新) ※令和7年度の保育所等に対する公費助成については、令和7年度予算が成立後、 継続が決定します。公費助成の継続が正式に決まり次第、厚生労働省及び福祉 医療機構よりお知らせいたします。

なお、令和8年度以降の保育所等に対する公費助成については、こども家庭庁が公表している「令和7年度 保育関係予算案の概要」において、「他の経営主体とのイコールフッティングの観点及びこども・子育て支援加速化プランに基づく保育人材確保の状況等を踏まえて、更に検討を加え、令和8年度までに改めて結論を得る」とされています。

## (2) 職員の退職届のご提出と退職手当金のご請求

- ①「被共済職員退職届」のご提出(共済契約者が作成)
  - ・退職 (=被共済職員でなくなること) から概ね1か月以内にご提出ください。
  - ・ただし、次の場合を除きます。
  - 新 ア 加入日から1年未満の退職で「従業状況の登録」により退職を報告 した場合
    - イ 「共済契約者間継続職員異動届」の届出対象者
    - ウ 「共済契約対象(外)施設等異動届」の届出対象者
- ②「退職手当金請求書」のご提出(退職者が作成)
  - ただし、次の場合を除きます。
    - ア 「合算制度利用申出書」をご提出される場合
    - イ 被共済職員期間 (出勤10日超の月)が12か月未満の場合
  - ※退職手当金請求は、退職日から起算して5年以内に行ってください。 合算制度を利用される場合は、退職日から起算して3年以内に再び 被共済職員となることが必要です。

## (3) 各種書類のご提出先について

令和7年1月より、退職手当共済のすべての手続きがオンラインで申請可能となったため、届出の際は原則として退職手当共済システムで作成・提出してください。

インターネット環境が無い等の理由により、退職手当共済システムのご利用が困難な場合は、各種届出様式を記入のうえ、以下まで郵送してください。

※システムでは、入力間違い防止機能による適正な届出の提出や、オンライン申請による郵送時間の短縮等により従来よりもお手続きを早めることができます。 共済契約者の負担軽減にもなりますので、インターネット環境が整い次第、システムでお手続きいただくようお願いいたします。

## 【届出を郵送する場合の提出先】

福祉医療機構共済部

**〒105-8486** 

東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル9階

※令和7年1月のシステム移行に伴い、退職関係書類の一部事務を委託していた 各都道府県の業務委託先(社会福祉協議会や共済会等)とは、令和6年12月末 で委託契約を終了しています。福祉医療機構の退職関係書類については、<u>業務委</u> 託先に郵送しないようご注意ください。

# Ⅱ 掛金納付対象職員届の提出にあたって

1 退職手当共済システムにおける掛金納付対象職員届の提出について

## (新)(1) 退職手当共済システムの操作説明書について

掛金納付対象職員届(掛金届)の提出あたっては「掛金納付対象職員届の提出手続き」をご確認のうえ、提出手続きを進めてください。

## 【操作説明書閲覧手順】

- ①「退職手当共済事業ホームページ」を開きます。 https://www.wam.go.jp/hp/cat/taisyokuteate/
- ②「6. 退職手当共済システム」→「操作マニュアル」をクリックします。
- ③「掛金納付対象職員届の提出手続き」をクリックすると PDF ファイルが開きます。

←操作マニュアルはこちらからも 確認いただけます。

## (第)(2) 退職手当共済システムにおける掛金届提出前の確認・更新事項について

掛金届提出前に以下の①から⑩について確認・更新を行ってください。掛金届の提出が可能となるのは2025年4月1日以降となりますが、①から⑩については退職手当共済システムメニュー(退職手当共済システムにログイン後、左上にある[■]を押すとメニューが表示されます)から随時入力いただけます。

(以下の「掛金届提出前の確認・更新の流れ」に記載の【 】内は退職手当共済システムメニュー内の名称です。確認・更新は①から⑩の順番に行っていただき、⑪掛金届の確認・提出に進んでください。)

Q、照会する	♪ お手続き	
共済契約者小一厶	▲ 法人職員に係るお手続き	■ 施設に係るお手続き
契約者情報	⑥ 新規加入者の登録	④ 新しく施設・事業を開始した場合の届出
施設一覧	9 従業状況の登録	施設の名称や住所の変更が発生した場合の届出
10 法人職員一覧	(7) 配置換え情報の登録	施設種類を変更した場合の届出
退職者状況一覧	8 木俸月額情報の登録(掛金届反映用)	⑤ 施設を廃止した場合の届出
<b>♣</b> 法人担当者情報	退職した職員のお手続き	■ その他のお手続き
2)契約者・法人担当者情報の確認・変更	■ 掛金属に係るお手続き	① 契約者の名称や住所の変更が発生した場合の届出
代行者登録の設定	(11) 掛金届の確認・提出	「俸給の調整額」の対象手当の登録
⑦ お問い合わせ		パスワード変更

## (掛金届提出前の確認・更新の流れ)

# ① 【契約者の名称や住所の変更が発生した場合の届出】 □共済契約者の名称・住所の確認を行ってください。変更が必要な場合には 更新を行ってください。 ② 【契約者・法人担当者情報の確認・変更】 □代表電話番号・代表 FAX 番号の確認を行ってください。変更が必要な場合には、共済契約者番号、変更前及び変更後の代表電話番号・代表 FAX 番号をお問い合わせフォームまたは FAX に記載し、機構にお知らせください。□担当者情報の氏名・電話番号の確認を行ってください。変更が必要な場合には更新を行ってください。登録可能な担当者情報は共済契約者ごとに1名となり、施設ごとに担当者名・電話番号を登録することはできません。□連絡先メールアドレスの確認を行ってください。変更が必要な場合には更新を行ってください。登録可能なメールアドレスは共済契約者ごとに1つです。

# 【施設の名称や住所の変更が発生した場合の届出】 【施設種類を変更した場合の届出】 □各施設の名称、所在地、施設種類の登録情報を確認してください。変更が 必要な場合には登録してください。 ※保育所(社会福祉施設等)から幼保連携型認定こども園(社会福祉施設 等)へ移行する場合には、保育所の廃止通知書・幼保連携型認定こども 園の許認可書を添付することで、【施設種類を変更した場合の届出】か ら手続き可能です。 【新しく施設・事業を開始した場合の届出】 施設に □2025年4月1日までに新設した施設・事業の登録を行ってください。 関すること ※新設日に加入・配置換え等により配属となる職員の登録を含みます。 ※加入手続き未了の職員が新設した施設・事業の新設日に配置換えとなる 場合には、先に配置換え前施設で【新規加入者の登録】をしてください。 【施設を廃止した場合の届出】 □2025年3月31日までに廃止・休止した施設・事業の登録を行ってく ださい。 ※システムの入力制御により2024年3月31日以前の廃止日では入力 ができないため、過年度の廃止の場合には便宜上、入力可能な日付で登 録してください。 (6) 【新規加入者の登録】 □2025年4月1日までに新規加入・継続異動増・合算申出増により加入 した職員を登録してください。 ※2025年4月1日までに新設した施設・事業の新設日に加入した職員 は【新しく施設・事業を開始した場合の届出】から登録してください。 ※引継ぎコードを利用せずに継続異動増・合算申出増による加入を行う場 合には機構に紙の共済契約者間継続職員異動届(約款様式第8号)または 合算制度利用申出書(約款様式第7号の3)をFAX または郵送にてご提出 ください。 職員に 【配置換え情報の登録】 関すること □2024年4月1日から2025年4月1日までの配置換えを日付順に 行ってください。 ※契約対象外施設等異動減・契約対象施設等復帰増・退職(予定)者を含 みます。 ※システムで誤った施設に配置換えをした場合、同日付で配置換え元の施

(次ページに続く)

設へと配置換えを行うと配置換えが取り消せます。ただし、<u>契約対象外施</u> 設への配置換えは取り消しができないため、機構に連絡してください。

	7	【配置換え情報の登録(続き)】
		(例) 施設Aから誤って「配置換え先の施設名」B、「配置換え先施設の配
		属日」2025年4月1日で配置換え登録をしたため、取り消したい。
		→「配置換え先の施設名」A、「配置換え先施設の配属日」2025年4
	I.	月1日と入力することで、元の状態に戻ります。
	8	【本俸月額情報の登録(掛金届反映用)】
	1	□2025年4月1日現在の俸給表の額、俸給の調整額を更新してください。
	9	【従業状況の登録】
<b>職員</b> に		□2025年3月31日までの退職(予定)日を登録してください。
関すること		□2024年4月1日から2025年3月31日までの従業状況(育児休業
		状況、ならない月(※育児休業は2023年度以前も登録可能。))を登録
	<b>↓</b>	してください。
	10	【法人職員一覧】
		□氏名、生年月日、性別、加入資格(ア・イ・ウ)、職種の確認を行ってくだ
		さい。変更が必要な場合には更新を行ってください。
		氏名のうち、名はシステムでの修正ができないことから、共済契約者番号、
		職員番号、変更前及び変更後の氏名をお問い合わせフォームまたは FAX に
	<b>↓</b>	記載し、機構にお知らせください。
州人日の根川	11)	【掛金届の確認・提出】
<u>掛金届の提出</u> 		□2025年4月30日までに掛金届の提出を行ってください。

# 2 お手続き上の留意点について (特にご注意いただきたいもの) ~ 掛金納付対象職員届編 ~

## (1) 定年退職後に嘱託職員等で再雇用されるときの留意点

定年退職後の再雇用など、本俸月額が大幅に減少することがあります。

定年退職で雇用契約が一端終了したときに退職手当金の請求をせず、嘱託職員等の契約で定年退職時よりも低い本俸月額で退職共済制度に加入しつづけ、低い本俸月額で退職手当金を請求した例があります。

P9記載の『3 「退職・再加入」のお手続きについて』を確認のうえ、職員の意 向を確認し、お手続きいただくようお願いします。

## (2) 正規職員から嘱託職員等へ雇用契約が変わるときの留意点

新しい雇用契約の雇用期間が1年未満であるときは、継続しての加入はできません。この場合は正規職員としての雇用契約が終了した時点で、制度上の退職となります。詳しくは「令和7年制度マニュアル」をご確認ください。

## (3) 雇用契約の変更等により加入対象職員となるか判断がつきにくい場合

「令和7年制度マニュアル」24~29ページをご確認ください。

## (新(4)「合算申出」と「継続異動」を選択する際の留意点

合算申出制度とは、通常の転職に対応するもので、転職前後の被共済職員期間を 合算できる制度です。継続異動制度とは、業務上の必要から共済契約者間で、人員 の異動があらかじめ合意されている場合に、退職ではなく、最初から異動後の被共 済職員であったとみなす制度です。

なお、それぞれ次の条件がありますので、掛金納付対象職員届の異動理由を選択 する際には、ご留意ください。

詳しくは、「令和7年制度マニュアル」をご確認ください。

## 【合算制度利用】

- ・異動は、被共済職員の都合によるものであること
- ・異動前の共済契約者において退職手当金を請求していないこと
- ・退職した日から起算して3年以内に再び被共済職員となること
- ・退職日を含めて、被共済職員としての期間が1年以上あること
- ・退職した理由が、自己の犯罪行為その他これに準ずべき重大な非行によるも のではないこと
- ・退職手当共済システムにて「合算制度利用申出書」の入力を行うこと

(システム入力方法) 以下の操作説明書をご参照ください。

## 【操作説明書閲覧手順】

- ①「退職手当共済事業ホームページ」を開きます。 https://www.wam.go.jp/hp/cat/taisyokuteate/
- ②「6. 退職手当共済システム」→「操作マニュアル」をクリックします。
- ③「合算制度利用申出書(退職時)の提出手続き」をクリックすると PDF ファイルが開きます。 ←操作マニュアルはこちらからも

確認いただけます。

※機構提出後に引継ぎコードが発行されますので、被共済職員にお渡しください。(被共済職員は再就職先の共済契約者に渡してください)

## 【継続異動】

- ・異動は、共済契約者の業務上の都合によるものであること
- ・共済契約者間で被共済職員の異動の合意が事前に出来ていること
- ・1日も間が空かない異動であること
- ・退職手当共済システムで「共済契約者間継続職員異動届」の入力を行うこと

(1年以上在籍者のシステム入力方法)

退職手当共済システムにて【合算制度利用】の入力を行ってください。(【継続

異動】のシステムへの入力が可能なのは在籍期間が1年未満の方のみとなります。)共済契約者が合算申出減の手続きを行う際には委任状の添付が求められるため、継続異動である旨を記載した任意の用紙を添付してください。

## (1年未満在籍者のシステム入力方法)

「退職手当共済システムメニュー」、「従業状況の登録」にて「退職(予定) 日」を入力し登録してください。次に「退職手当共済システムメニュー」、「退職した職員のお手続き」、「退職情報登録」から手続きをしてください。なお、手続き中の「退職理由」は「普通退職」、「退職手続きの理由」は「法人(業務上の)都合」を選択してください。

## (1年<u>以上</u>在籍者・1年<u>未満</u>在籍者の共通事項)

機構提出後に引継ぎコードが発行されますので、異動前の共済契約者は異動 後の共済契約者に渡してください。

## 3 「退職・再加入」のお手続きについて

## (1)「退職・再加入」とは

本制度では「退職=被共済職員でなくなること」としています。

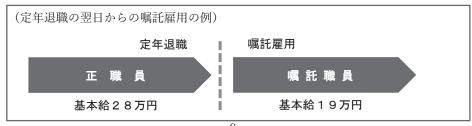
被共済職員期間が1年以上ある場合には、雇用期間の満了に伴う雇用契約更新により継続して勤務する場合であっても、雇用契約書に記載された雇用期間の満了日を「退職」として扱い、退職手当金を請求したうえで、更新後の雇用契約に基づき改めて加入し直すことができます。これを、便宜上「退職・再加入」と呼んでいます(本資料において、該当するものを「退職・再加入」と記載しています)。

## (2)被共済職員へのご案内

下記の図例のように、本俸月額が下がる雇用契約を締結する場合には、「退職・再加入」のお手続きを行うことで、退職手当金の総受給額が、相対的に多くなる場合があります(多くならない場合もあります)。

【本俸月額が下がる雇用契約締結の代表例】

- ・定年退職の翌日からの嘱託雇用
- ・正職員からパート職員等への雇用契約形態の変更
- ・契約更新を機にした労働時間等の減への条件変更

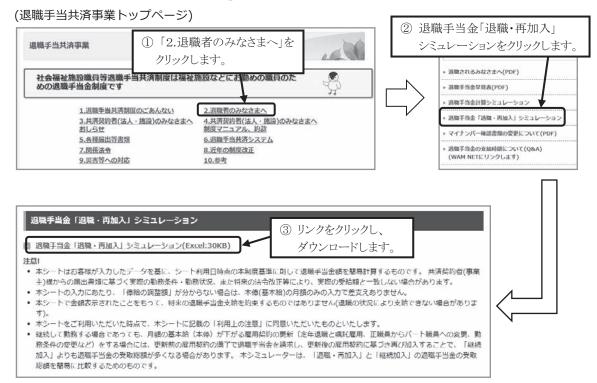


この「本俸月額が下がる雇用契約の締結」に該当する場合には、必ず被共済職員に、 当機構のホームページ(退職手当共済事業のページ)に掲載している退職手当金「退職・再加入シミュレーション」を利用して、「退職・再加入」を選択した場合の退職 手当金と、「継続加入」を選択した場合の退職手当金を比較していただき、「退職・再加入」と「継続加入」のどちらをご希望されるかを確認して、お手続きをお願いします。

- 新なお、「退職・再加入」を選択される場合は、加入済の被共済職員を「従業状況の登録」で退職(予定)日の入力をしたうえで、退職(予定)日の翌日付で新規加入職員として「新規加入者の登録」にて加入登録もあわせて行ってください。
  - ※・更新前の雇用契約と更新後の雇用契約との間に、1日以上の間があるときは、「退職・再加入」の対象となりません。
    - ・平成18年及び平成28年に「制度改正後の採用職員を加入させない手続き」 を行っている施設等は「退職・再加入」の対象となりません。
    - ・更新後の雇用契約が加入要件を満たしていない場合(1年未満の契約等)は、 再加入できません。

「令和7年制度マニュアル」で、詳細に説明していますので、ご参照ください。

●退職手当金「退職・再加入」シミュレーションのダウンロード手順



# 4 共済制度上の施設区分で間違いやすい施設・事業 (当制度では、施設・事業ごとの登録が必要です)

## (1)保育関連施設、事業

保育関連施設、事業で施設区分を間違いやすい施設・事業は次の表のとおりです。 申出施設等に区分される施設・事業は公費補助の対象とはなりませんので、ご留意 ください。

※下線のある施設は特にご留意ください。

が 1 W かの の 個版 は 1 に C 田 密 く に C V		
社会福祉施設等(補助対象)	申出施設等(補助対象外) ※社会福祉法人以外は、「申出施設等」を登録できません。	
●保育所(認可保育所)	●事業所内保育施設	
(児童福祉法第35条第4項) ※市町村が設置し、運営を社会福祉法人等に委	●企業主導型保育事業	
託(指定管理制度を含む)する場合でも国の定め	●認証保育所など自治体の独自基準に	
た基準を満たせば「社会福祉施設等」に含みま	より設置した認可外保育所	
す。	※「認証保育所」は東京都の独自制度においての 名称です。	
	●公私連携型保育所	
	 (児童福祉法第 56 条の 8)	
●幼保連携型認定こども園	●公私連携幼保連携型認定こども園	
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合	(認定こども園法第 34 条)	
的な提供の推進に関する法律<通称:認定こど	●公私連携保育所型認定こども園	
- も園法>第17条第1項	(認定こども園法第33条において読み替えられ	
	る児童福祉法第 56 条の 8)	
●小規模保育事業	●家庭的保育事業	
(児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項)	●居宅訪問型保育事業	
	●事業所内保育事業	
	※児童福祉法の根拠条文は、「小規模保育事業」	
	と同じですが、共済法上の施設区分は、異なりま	
	す。「家庭的保育事業等認可書」で事業名まで注	
\*\ \[ \] \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	意してご確認ください。	

- ※「放課後児童健全育成事業」(放課後児童クラブ(学童保育))については、申 出施設となり、当該事業に従事する職員を保育所等の施設に従事する者として 登録はできません。
- ※その他の間違いやすい施設・事業は令和7年制度マニュアルをご確認ください。

## (2) 障害者関連施設、事業

障害者関連施設・事業において、1つの施設で、生活介護、自立訓練、就労継続支援等を行っている場合は、事業ごとに登録申請が必要です。

# Ⅲ 退職関係書類の提出にあたって

## 1 退職手当共済システムにおける退職手続きについて

被共済職員退職届(退職届)、退職手当金請求書(請求書)および合算制度利用申出書の提出にあたっては退職手当共済システムをご利用ください。手続きの際は、各種操作説明書をご確認のうえ、手続きを進めてください。

## 【操作説明書閲覧手順】

- ①「退職手当共済事業ホームページ」を開きます。 https://www.wam.go.jp/hp/cat/taisyokuteate/
- ②「6. 退職手当共済システム」→「操作マニュアル」をクリックします。
- ③「職員が退職した時の手続き」より、各種届出のマニュアルをクリックすると PDF ファイルが開きます。 ←操作マニュアルはこちらからも

確認いただけます。

**新**なお、令和7年3月時点で、システムで対応している退職手続きに関する機能は以下のとおりです。

届出者	退職届	請求書	合算申出
法人本部担当者	0	○ ※退職者本人から委任を 受けた場合	○ ※退職者本人から委任を 受けた場合
施設担当者	0	_	
(代行者)	※法人本部から提出手続き を代行された場合	_	_
退職者	<del>数者</del> — — —	0	0
		※専用の二次元コード利用	※専用の二次元コード利用

※今後のシステム改修により、機能の一部に変更が生じる場合があります。

# 2 お手続き上の留意点について(特にご注意いただきたいもの)~ 退職関係書類編 ~

## (1) 源泉徴収事務に関する留意点 <複数箇所から退職手当金を受け取る場合>

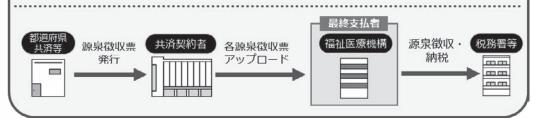
令和7年1月から退職届、退職手当金請求書の提出先が、各都道府県の業務委託 先(都道府県社会福祉協議会、共済会等)ではなく福祉医療機構となっています。

退職関係書類については、業務委託先を経由しないため、退職手当金を複数箇所から受け取る場合は、退職届をご登録いただくときに、退職手当金の支給の順番をシステム上で選択いただきます。<u>最終支払者が源泉徴収事務を行いますので、選択いただ</u>く順番によって源泉徴収事務の流れが異なりますので、ご注意ください。

## ●福祉医療機構が退職手当金の最終支払者となる場合

退職者が複数箇所から退職手当金を受けるときで、<u>福祉医療機構が最終支払</u>者となる場合は、福祉医療機構で源泉徴収を行います。

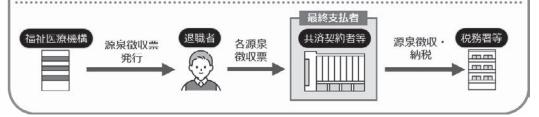
この場合は、福祉医療機構に退職届をご登録いただくときに、<u>福祉医療機構</u> **以外**が支払った退職手当金の源泉徴収票をシステムにアップロード だきます。



## ●福祉医療機構以外が退職手当金の最終支払者となる場合

退職者が複数箇所から退職手当金を受けるときで、福祉医療機構**以外**が最終支払者となる場合は、共済契約者等の最終支払者が源泉徴収を行う必要があります。

この場合は、福祉医療機構が退職手当金をお支払いするときに、退職者へ 源泉徴収票を発行します(その後退職者から最終支払者に源泉徴収票を提 出いただきます)。



◎ 法人や退職者が福祉医療機構以外の退職金制度に加入されている場合、福祉医療機構の退職手当金の支払いの順番を他の退職金制度より先にするか後にするか決めていただく必要があります。支払いの順番については、他の退職金制度の支払時期や事務手続きなどをご確認のうえ、ご検討いただきますようお願いいたします。

## (2) 合算制度を利用される場合の留意点

合算制度をご利用の際は、引継ぎコードをご利用いただけます。

- ・退職時:共済契約者の退職届提出後、請求ではなく合算制度利用を選択し、手続きを行うと「引継ぎコード」が発行されます
- ・加入時:退職時に発行される引継ぎコードを、加入登録時に入力します 引継ぎコードをお持ちでない職員様については、システムでの加入登録時に「被共 済職員であったことの有無」欄の「有」を選択し、必要事項のご記入をお願いいた します。

※近年、転職先で合算制度があることを初めて知ったという退職者からのお問い合わせが増えています。

退職手当金請求書を提出した後に合算制度利用へ変更することはできません。 被共済職員期間が合算されないことによって不利益がないよう、退職する職員に は合算制度について必ず説明し、退職手当金を請求するか、合算制度を利用する か確認してください。

詳しい手続き方法は、「令和7年制度マニュアル」をご覧ください。

## (3)「被共済職員退職届」の本俸月額を記載する際の留意点

「退職した月以前6か月の本俸月額」は、俸給表の本俸月額を入力いただくものです。 <u>欠勤等によって調整された支給額(実支給額)を入力するものではありません。</u> 次のような場合は、調整された支給額を入力しないよう、ご留意ください。

・退職した月以前6か月の期間に、介護休業、育児休業、育児にかかる時間短縮 勤務、出勤10日超の月で欠勤等があった場合

また、給与規程で本俸が定められていない職員(日給・時給の職員など)は、バラツキがある実支給額を入力するのではなく、定められた計算方法で算出した金額を入力してください。詳しい計算方法は、「令和7年制度マニュアル」をご覧ください。

## 3 「俸給の調整額」の登録申請について

本制度では、一定の条件に該当する手当を、本俸(基本給)に準じるものとして、退職手当金の計算基礎額に算入して扱うことができます。

この「俸給の調整額」は、あらかじめ、申請し、該当審査を受けて登録がされている手当に限り取り扱います。詳しい条件は、「令和7年制度マニュアル」をご覧ください。

※退職手当共済システム(新システム)で「俸給の調整額」の申請が可能になりました。メニュー画面→「俸給の調整額」対象手当の登録から申請ください。

# Ⅳ その他

1 社会福祉施設職員等退職手当共済制度マニュアル(令和7年)の入手方法とご利用について

本冊子P16の「令和7年制度マニュアルダウンロードの手順」により、ホームページからダウンロードして、ご利用いただきますようお願いします。

## 2 採用職員及び退職者への本制度の説明について

本制度では、共済契約者から職員へお手続き等の説明をお願いしています。 以下のとおり、説明用資料をホームページに掲載しています。

## (1)職員を雇用した場合(本制度に加入登録した職員向け)

・本制度についての概要を簡潔に記しています。印刷して職員にお渡しください。

当機構HPの退職手当共済事業ページ内の、 「1. 退職手当共済制度のごあんない」 ⇒「チラシ(加入職員向け、退職者向け、学生向け 等)」⇒「チラシ 加入対象職員向け」 をご参照ください。











## (2) 職員が退職される場合(退職される職員向け)

- ・本制度に加入している職員が退職する際に行う手続きを簡潔に記しています。
- ・退職手当金請求と合算制度利用の選択のポイント、定年退職後の嘱託雇用されたケースなど、本制度を正しい理解のもとご利用いただくための情報を分かりやすく解説しています。印刷して職員にお渡しください。
- ・『3 「退職・再加入」のお手続きについて』(9ページ)の対象となる職員への 説明もお願いします。

#### ■当機構HP

⇒退職手当共済事業ページ

⇒「2. 退職者のみなさまへ」

⇒「退職される皆さまへ(PDF)」をご参照ください。





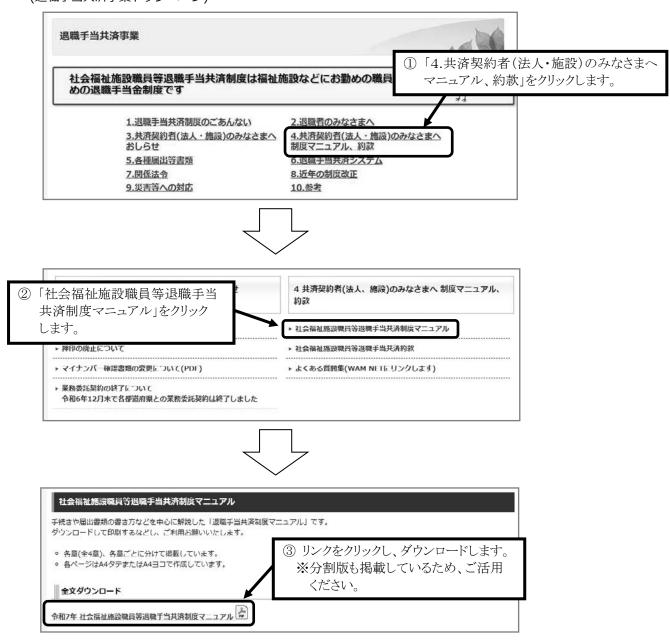


# 令和7年制度マニュアルダウンロードの手順

## ●制度マニュアルのダウンロード手順

まずは、Google などの検索フォームで「WAM 退職共済」と検索し、福祉医療機構の退職手当共済事業トップページ (https://www.wam.go.jp/hp/cat/taisyokuteate/) にアクセスします。アクセス後、以下の手順に沿ってダウンロードをお願いします。

## (退職手当共済事業トップページ)





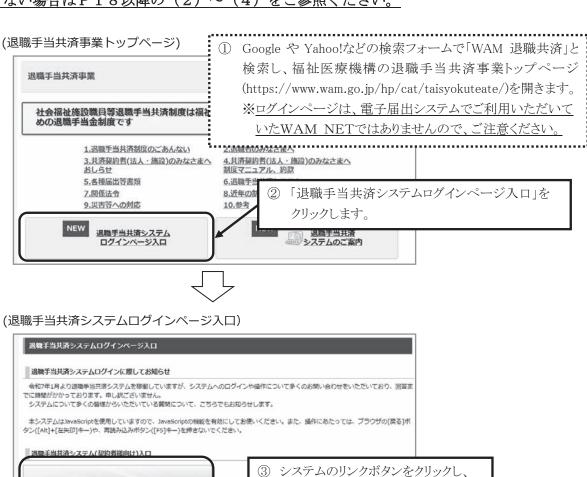
←制度マニュアルはこちらから も確認いただけます。

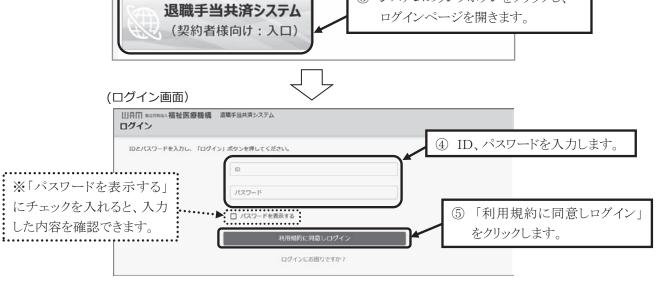
# 退職手当共済システムログインマニュアル

令和7年1月より「**退職手当共済電子届出システム」は「退職手当共済システム」に移行しました。** 移行に伴い、ログインページやログイン I Dなども変更されていますので、ご注意ください。

## (1)退職手当共済システムへのログイン手順

<u>福祉医療機構のホームページ</u>にアクセスし、以下の手順に沿ってログインをお願いします。<u>ログ</u>インできない場合はP18以降の(2)  $\sim$  (4) をご参照ください。





## (2) ログインできない時の確認事項

・入力した I D・パスワードのいずれかに誤りがある場合、以下のようなエラーメッセージが表示されます。

エラー ログインに失敗しました。ユーザーID またはパスワードが不正です。【TKMSG\_SVR0097E】 エラーメッセージが表示された場合は、以下の項目をご確認ください。

## ▶ IDには共済契約者番号(6桁の数字)を入力していますか?

退職手当共済システムでご利用いただく**IDは共済契約者番号**です(代行者IDの場合は、法人本部から代行者登録された順に、共済契約者番号の後ろに3桁の番号が追加されます)。

電子届出システムでご利用いただいていたBVAから始まるIDはご利用いただけませんので、 ご注意ください。

## ▶ 入力したパスワードには英大文字、英小文字、数字、

記号(!"#\$\\', -. /:; <=>?@[]^\_`{|}^) が含まれていますか?

退職手当共済システムでご利用いただくパスワードには、英大文字、英小文字、数字、記号がそれぞれ最低1つずつ必要です。 ID・パスワード入力欄の下にある「パスワードを表示する」にチェックを入れると、入力した内容を確認できるため、不足がないかご確認ください。また、パスワードの文字数は $10\sim24$ 文字以内で設定いただく必要があります。

## ▶ パスワードの英大文字、英小文字を正しく区別して入力していますか?

入力いただくアルファベットは大文字と小文字を区別しています。パスワードを大文字で設定したか小文字で設定したかがはっきりしない場合は、両方お試しください。

・ログイン後に画面が白くなり、システムホーム画面が表示されない場合は、以下の項目をご確認のうえ、お手続きをお願いします。

## ▶ ブラウザのバージョンは最新ですか?

退職手当共済システムの操作にあたってブラウザは、Microsoft Edge か Google Chrome の最新版をお使いください。アップデートされていないバージョンでは本システムは動作しません。アップデートの方法は各ブラウザのヘルプページを参照してください。

## ➤ JavaScript は有効になっていますか?

本システムは JavaScript を使用していますので、ブラウザの JavaScript の機能を有効にしてお使いください。

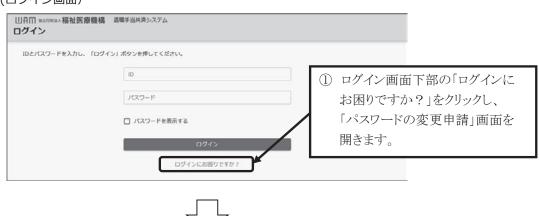
## ブラウザの自動翻訳はオフになっていますか?

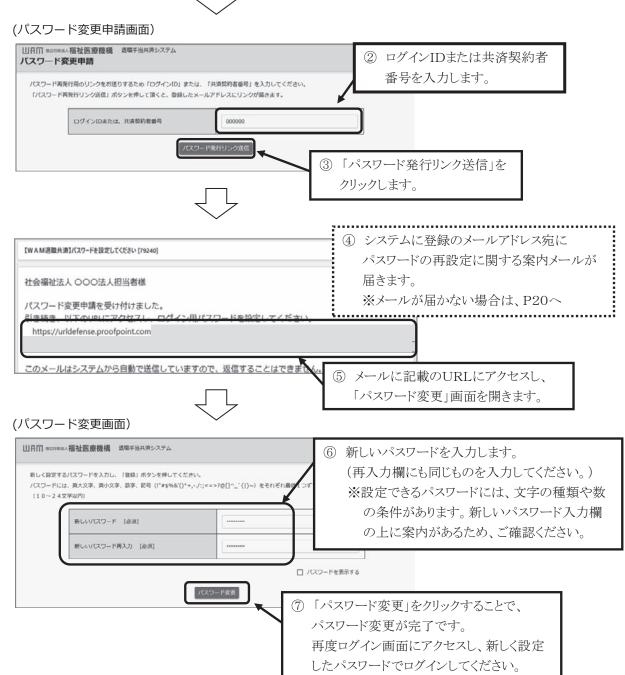
ブラウザが自動で翻訳している場合、ログインできないことがあります(ログイン画面で"ID"、 "パスワード"以外の文字が表示されている場合は、自動翻訳が有効になっています)。システム を利用する際は、自動翻訳をオフにしてください。

## (3) パスワードがわからなくなってしまった場合(メールアドレスがわかる場合)

パスワードがわからなくなってしまった場合は、システムに登録いただいているメールアドレ スを利用することで、パスワードの再設定を行うことができます。ログイン画面にアクセスし、 以下の手順に沿ってお手続きをお願いします。

## (ログイン画面)





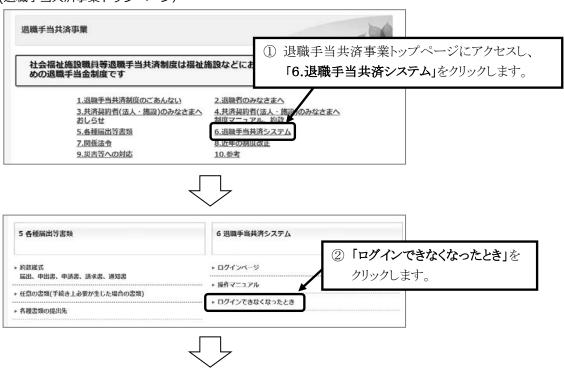
# (4) パスワードがわからなくなってしまった場合(メールアドレスがわからない場合)

(3)の③で「パスワード発行リンク送信」をクリックしてもメールが届かない場合、迷惑メールフォルダなどに振り分けられていないか、ご確認ください。

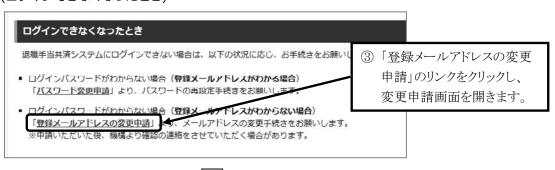
※案内メールは、[@wam.go.jp]より送信されるため、受信できない場合は、メールの設定をご確認ください。

メールの設定を変更しても機構からの案内メールが届かない場合は、現在使用されていないメールアドレスがシステムに登録されている可能性があるため、メールアドレスの変更手続きが必要です。変更の際は以下の手順に沿ってお手続きをお願いします(メールアドレスの変更手続き完了後、パスワード再設定に関する案内メールを送信します)。

## (退職手当共済事業トップページ)



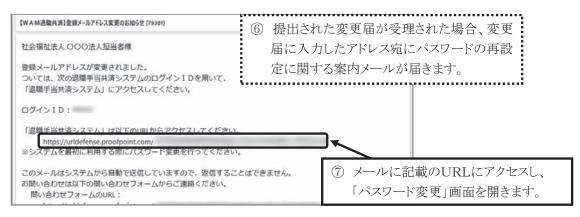
## (ログインできなくなったとき)



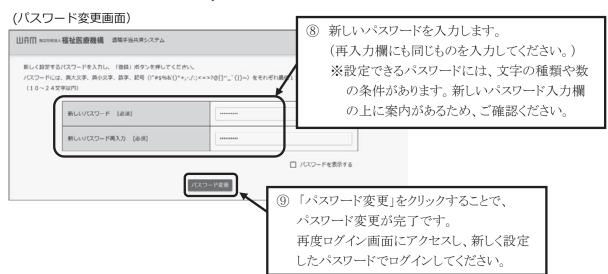


「登録メールアドレスの変更届」が提出された後、機構で内容を確認の上、受理します。 申請状況により、受理までに時間がかかる場合があるため、ご了承ください。 ※変更届を受理する際、法人に電話照会をする場合があります。









# 【電話・FAXお問い合わせ先】

## ■退職届・請求書に関すること

TEL: 0570-050-294 (ナビダイヤル1番)

FAX: 03-3438-9261

## ■掛金納付対象職員届等に関すること

TEL:0570-050-294 (ナビダイヤル2番)

FAX: 03-3438-0584

## ■退職手当共済システムの操作等に関すること

TEL:0570-050-294 (ナビダイヤル3番)

FAX: 03-3438-0584

※お電話の際は、共済契約者番号(6桁の数字)をあらかじめご用意ください。

※一部のIP電話からはナビダイヤルがご利用いただけません。 お手数ですが、お問い合わせフォーム・FAXにてその旨お知らせください。 こちらからお電話いたします。

※電話照会の受付時間は、9:00~18:00 (7~3 月は 17:00)、土日・祝日は休業です。

# 【お問い合わせフォーム】

## ■手順

- ①福祉医療機構ホームページを開く(https://www.wam.go.jp/hp/)
- ②画面上のコンテンツメニューから「退職手当共済」を選択
- ③画面最下段の「お問い合わせフォーム」を押下し、必要事項を入力後、 送信
- ※4月から6月(特に4月下旬)はお問い合わせが集中するため、電話オペレーターの増 員により体制強化を図っていますが、<u>電話がつながりにくい場合には、お問い合わせ</u> フォームをご利用ください。